

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ 7年目の対話

対米規制改革要望の概要

平成19年10月18日

10月18日、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の7年目の対話に向け、日本政府が米国政府に対して提出した主な規制改革要望事項は以下のとおり。

【ダンピング防止措置】

・WTO協定違反が確定した「ゼロイング」手法の廃止をはじめ、アンチ・ダンピング制度をWTO協定と整合的な形で慎重に運用すること。

【税関・流通】

・本年8月に法制化された、原則全ての米国向けコンテナ貨物に対する積荷前の検査実施要求が国際物流を阻害しないようにすること。

・カリフォルニア州、ニューヨーク州において、日本のしょうちゅうが韓国のソジュと同様の条件で料飲店で販売されるようにすること。

・日本で一般的な720ml、1800ml容器入りの蒸留酒の米国への輸出を可能にすること。

【領事事項】

・米国の査証につき、米国内での更新手続を再開すること。また、日本国内において査証申請者に対する面接を行う米国公館の数を増やすこと。

【投資関連規制】

・国家安全保障を損なうおそれのある直接投資を制限しうるエクソン・フロリオ条項について、その運用の透明性及び公平性を最大限確保すること。

【特許制度】

・特許に関する先発明主義を先願主義へと変更すること。その他、特許出願人に過度な負担を課すなど、国際標準と比較して特異な特許制度を改善すること。

【政府調達】

・連邦バイ・アメリカン法及び同趣旨のルールによる政府調達における外国製品の差別を改善すること。

・米軍基地建設工事について関連規制が日本企業の参入障壁とならないよう適切な措置をとること。

【輸出関連手続】

・米国産品の再輸出規制に関し、輸出管理の厳格な日本を適用除外とすること。また、米国の輸出者に、再輸出者への当該品目に関する十分な情報提供を義務付けること。

【基準・規格】

・度量衡の世界標準であるメートル法の米国内における採用を徹底すること。

・日本産有機農産物を米国において有機として販売できるよう、有機農産物の日本農林規格(JAS規格)と米国有機プログラムの同等性を承認すること。

- ・日本産温州みかんに対する検疫条件をフロリダ州産カンキツに対する規制と同水準となるよう緩和すること。

- ・BSE 対策において、飼料規制の強化及び十分なサーベイランスの継続を行うこと。

【州別規制の統一化】

- ・各州の廃電子機器のリサイクル関連法、水銀規制関連法、エネルギー効率規制関連法、有害物質表示規制関連法に見られるような州毎の規制について、連邦法の制定などにより統一化すること。

- ・各州で異なる建設業の営業許可取得要件を調和、統一化すること。米国州建設業者許可団体協会による全国建設業者許可試験を早期に利用可能とすること。

- ・各州で異なる保険関連規制を調和、統一化すること。

【域外適用】

- ・米国の制裁法につき、第三国の企業に対する適用を差し控えること。

【競争政策】

- ・連邦及び州の反トラスト法の適用除外について見直しを継続し、合理的でない制度は廃止すること。

【司法制度・法律サービス】

- ・米国での外国弁護士受入れを全州に拡大すること。また、各州における外国弁護士の受入れに際して要件とされる職務経験期間及びその算定方法等を見直すこと。

【海運業】

- ・米国の海運法に基づく連邦海事委員会（FMC）による外国船社に対する不当な情報提供要求や、外国船社の運賃設定に対する一方的規制を可能とする規定を撤廃すること。

【金融】

- ・外国保険会社による再保険引き受けの担保要件を撤廃すること。また、外国保険会社に対する財産信託義務制度を廃止すること。

- ・外国政府・企業等が日本で発行する円建て債券（サムライ債）に関し、米国外向け記名債券に関するルールを適用し、米国発行企業の源泉徴収義務を免除すること。

【電気通信】

- ・無線局免許に関する外資規制を撤廃すること。また、外国電気通信事業者の米国市場参入に関する曖昧な審査基準を撤廃すること、及び運用基準を明確化すること。

- ・国務省による商用衛星輸出及び技術支援許可手続を迅速化するとともに外国事業者に対して不開示となる情報を最小限にすること。

【情報技術】

- ・米国において、不十分と考えられる著作権に関する制度等（生の音の実演や人格権に関するものなど）を改善すること。

【医療機器・医薬品】

- ・米国における医薬品・医療機器の規制に関して、米国食品医薬品局（FDA）と日本を含む外国製薬業界・医療機器業界との定期的な会合の場を提供すること。

（了）